

電気工事業に関するよくある質問集

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

目次

第1	電気工事業登録について	4
1	電気工事業登録の必要のない場合がありますか？	4
2	エアコンの設置工事（移設工事・撤去工事）を行うためには登録が必要ですか？	6
3	自家用電気工作物に係る電気工事しか行わない場合、登録等の手続きは必要ですか？	6
4	登録電気工事業者（登録）とみなし登録電気工事業者（届出）の違いは何ですか？	6
5	愛知県で電気工事業の登録等を受けた場合、（登録等を受けていない）他県でも電気工事をし てよいですか？	6
6	登録等の申請先はどこですか？	7
第2	主任電気工事士について	7
1	主任電気工事士の職務を教えてください。	7
2	主任電気工事士になるための条件とは何ですか？	7
3	第二種電気工事士を主任電気工事士として選任する場合の3年以上の実務経験とは何ですか？	8
4	実務経験は誰が証明しますか？	8
5	実務経験が認められる期間の基準は何ですか？	8
6	勤務していた事業所が廃業（又は個人事業主が死亡）した場合の証明者は誰ですか？	8
7	主任電気工事士（A社）に選任されている者が転職し、同業他者（B社）の主任電気工事士と して選任する際の注意点はありますか？	9
8	先日、第二種電気工事士免状の交付を受けたため、一人で登録電気工事業を営みたいと考えて いますが、問題ないですか？	9
第3	登録電気工事業者について	9
1	登録電気工事業者（個人）が法人成りして電気工事業を営むこととなった場合、どのような手 続きが必要ですか？	9
2	登録電気工事業者として5年毎の更新登録の手続きを忘れて登録が失効した場合、どうなりま すか？	9
3	電気工事業法上の営業所の定義は何ですか？	9
4	新たに営業所を設けたいと考えている場合、手続きが必要ですか？	10
5	同一地番で、マンションの他号室への転居は変更手続きが必要ですか？	10
6	登録電気工事業者は、電気工事業の更新手続きをいつ行えばよいですか？	10
7	電気工事業者の登録簿の閲覧は、誰でもできますか？	10
第4	みなし登録電気工事業者について	10
1	登録電気工事業者が建設業許可を取得した場合、手続きが必要ですか？	10
2	みなし登録電気工事業者が建設業許可の更新を行った場合、手続きが必要ですか？	10
3	「電気工事」で建設業許可を受けていれば、電気工事業法に基づく登録は必要ないのではない でしょうか？	10
4	「建設業者として行う電気工事業の届出受理証」を紛失してしまいました。再交付はできます か？	11

5	みなし登録電気工事業者が変更届出書を提出した場合、変更届出に係る「受理通知書」は発行してもらえますか？	11
第5	その他	11
1	法定備付器具は営業所ごとに備えておかなければなりませんか？	11
2	営業所ごとに備え・保存する「帳簿」は、電子媒体でもよいですか？	11
3	標識は、本社に掲げておけばよいですか？	11

第1 電気工事業登録について

1 電気工事業登録の必要のない場合はありますか？

回答 以下①～⑥の事例に当てはまる場合は登録の必要はありません。

- ① 電気工事業法の規制を受けない電気工事のみを行う場合（具体的には次のとおり）。
 - ・「発電所、変電所、最大 500kw 以上の需要設備など」の自家用電気工作物に係る電気工事、
「電気事業の用に供する電気工作物（電力会社等の電力供給設備）」に係る電気工事）のみ
を行う場合。
- ② 他者から依頼を受けないで電気工事を行う場合、又は試験的・一時的に電気工事を行う場合（具体的には次のとおり）。
 - ・電気工事士免状を有する者がたまたま自宅の電気工事を行う場合
 - ・ビル管理業者がそのビルの管理の必要上当該ビル内の電気工事を自らが反復・継続して行う
場合（他の者から依頼を受けて電気工事を行う部分があれば電気工事業に該当する。）
 - ・他の業をもつ者がたまたま 1 回限り電気工事を行う場合
- ③ 請け負った電気工事の施工をすべて他のものに下請させて、自らその電気工事を行わない
場合。ただし、一度でも自らが電気工事に該当する作業を行うことがあるのであれば、電
気工事業の登録等が必要。
- ④ 家電機器販売業者が家電機器の販売に附随して自ら電気工事を行う場合
電気工事業の登録を受けていない家電機器販売業者が販売に付随して認められている電気工
事の範囲は、使用電圧が 200V 以上のものを除くテレビや洗濯機用のコンセントを設ける等の
局部的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限る。
【参考：ただし、次の場合は電気工事業の登録が必要です】
 - ア 幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容
量変更を伴う工事あるいは屋側配線又は屋外配線に係る工事を行う場合
 - イ 家電機器販売業者が、太陽電池発電パネル設置にかかる電気工事を行う場合
（家電機器の販売に附随して自ら電気工事を行う場合には該当しないため）
 - ウ 家電機器販売業者等から依頼を受けて電気工事を行う場合
（受託して電気工事を行うのは電気工事業に該当するため登録が必要）
- ⑤ 電気工事士免状を有する者が、登録電気工事業者（電気工事を請け負った者）のもとで工
事の一部を手伝う（日雇い等）場合
※登録電気工事業者（電気工事を請け負った者）から、工事の一部又は全部の施工の委託を受
けた場合（下請けとなった場合）は、登録が必要。
- ⑥ 電気工事に該当しない以下の 6 つの軽微な工事のみを行う場合
 - ・電圧 600V 以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の
接続器又は電圧 600V 以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップス
イッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
 - ・電圧 600V 以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧 600V 以下で
使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同
じ。）をねじ止めする工事

- ・電圧 600V 以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧 600V 以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- ・電圧 600V 以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- ・電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が 36V 以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- ・電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- ・地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事

（参考）電気工事士法施行規則に軽微な作業があります。軽微な作業に該当する場合は、電気工事士が直接作業しなくてもよいですが、電気工事に該当するため電気工事業の登録が必要です。

電気工事士法施行規則（抜粋）

（軽微な作業）

第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業（電気さく（定格一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものを除く。）

ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業

ニ 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業

チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業

ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法第三条第二項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業

ロ 接地線を一般用電気工作物等（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

2 エアコンの設置工事（移設工事・撤去工事）を行うためには登録が必要ですか？

回答 登録が必要です。標準的なエアコンの設置工事としては、以下の作業があげられます。

- ①エアコン室外機の設置
- ②室内機と室外機をつなぐ内外接続線に関連する作業
- ③接地線に関連する作業
- ④冷媒配管の接続
- ⑤ドレインホースの接続
- ⑥室内機の壁への固定

このうち、①及び④～⑥については、「電気工事」には該当しないため、電気工事士の資格は不要、電気工事業の登録は不要です。②及び③は「電気工事」に該当します。作業内容によって、電気工事業の登録必要なもの、不要なもの、電気工事士の資格が必要なものと不要なものがありますが、エアコン設置工事（移設・撤去工事）の施工は通常1名で行うものであり、①～⑥の一連の作業を一貫して行うため、一般的にエアコン設置工事を行うためには登録が必要です。

3 自家用電気工作物に係る電気工事しか行わない場合、登録等の手続きは必要ですか？

回答 自家用電気工作物（電気事業法に規定する自家用電気工作物のうち、最大電力500kw未満の需要設備のみ）に係る電気工事業を営む場合は、電気工事業開始通知の手続きが必要です。通知の際に必要な条件は、営業所ごとに工事責任者を設置すること、営業所ごとに電気工事に必要な器具類を備え付けることです。

工事責任者の資格は、第一種電気工事取得者又は第二種電気工事士免状取得者かつ認定電気工事従事者認定を受けている者です。

備え付けなければならない器具類は、絶縁抵抗計（メガ）、接地抵抗計（アース）、回路計（テスター）、高圧検電器、低圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置です。（※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、借用可。）

また、建設業許可を受けた建設業者であっても、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む場合は、みなし通知の手続きを行う必要があります。

4 登録電気工事業業者（登録）とみなし登録電気工事業業者（届出）の違いは何ですか？

回答 建設業の許可を受けているか否かの違いです。電気工事業法では建設業の許可を受けていなければ「登録電気工事業業者」（登録）、建設業の許可を受けていれば「みなし登録電気工事業業者」（届出）になります。

許可を受けた建設業の種類は問いません。種類が電気工事業以外であっても電気工事業を営む場合は電気工事業法の届出が必要です。

ただし、建設業許可を受けていても、電気工事をすべて下請けに出して自らは電気工事を行わない場合、届出は不要です。

5 愛知県で電気工事業の登録等を受けた場合、（登録等を受けていない）他県でも電気工事をしてよいですか？

回答 登録等をした都道府県以外でも、電気工事を行うことができます。ただし、一般用電気工作物等の工事による危険及び障害が発生しないように、主任電気工事士が作業管理の職務を誠実にこなす体制であることが必要です。

6 登録等の申請先はどこですか？

回答 下表のとおり、営業所の所在地により申請先が異なります。

営業所の所在地	所管事務所
名古屋市 愛知県内に営業所が複数あり、所管事務所がまたがる場合	防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 防災安全課
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 県民防災安全課
一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 防災安全課
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所 県民防災安全課
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所 県民防災安全課
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河県民事務所 防災安全課
豊田市、みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂防災安全グループ

第2 主任電気工事士について

1 主任電気工事士の職務を教えてください。

回答 主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければなりません。

◎電気工事士が行う作業管理（施工管理）の具体例

- ・電気工事士でない者が「電気工事士が行うべき電気工事」に従事しないよう監視
- ・作業（電気工事）に当たっての技術基準の適合性の遵守（電気関係法規の遵守）
- ・電気用品安全法第10条第1項の表示（PSE マーク）が無い電気用品を使用していないことの確認

2 主任電気工事士になるための条件とは何ですか？

回答 選任資格は、①又は②のいずれかの者で、③の要件を満たす者です。

- ① 第一種電気工事士免状の取得者。
- ② 第二種電気工事士免状の取得後、電気工事に関する3年以上の実務経験を有する者。（同一事業所でなくても通算3年以上であれば可。）
- ③ 個人事業主、法人役員（代表者）、直接雇用の従業員のいずれかであること。

※主任電気工事士は、専らその置かれている営業所において電気工事の作業管理（施工管理）を行う者であることから、正規雇用の社員等、電気工事の作業管理（施工管理）を行える立場の者を選任すること。ただし、仮に派遣社員であっても、継続的に営業所に所属することを確認できる場合は主任電気工事士に選任ができます。

なお、以下の場合は主任電気工事士に選任することができませんので注意してください。

- ・他の営業所、又は他の電気工事業者の営業所の主任電気工事士と兼務できません。
- ・電気工事業者（法人）の監査役は主任電気工事士に選任できません（商法第 276 条等）。
- ・電気工事業法第 6 条第 1 項 1 号から 4 号（欠格要件）に該当する場合は選任できません。

3 第二種電気工事士を主任電気工事士として選任する場合の 3 年以上の実務経験とは何ですか？

回答 実務経験とは、一般用電気工作物等を設置し、又は変更する工事（政令で定める軽微な工事を除く）の実務に従事した事実をいいます。

なお、3 年以上の実務経験とは、同一事業所で 3 年以上従事していなくても、通算 3 年以上の実務経験が証明できれば問題ありません。

（例：一般住宅や小規模店舗、事務所等における照明、空調等の屋内配線工事等）

また、認定電気工事従事者認定証を取得している場合は、自家用電気工作物（最大電力 500kw 未満の需要設備に限る）を設置し、又は変更する工事（政令に定める軽微な工事を除く）も実務経験に含まれます。

4 実務経験は誰が証明しますか？

回答 証明者は、勤務していた登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者）です。なお、すでに登録電気工事業者として登録済の事業者が、その代表者を証明することも可能です。

また、証明者が愛知県以外の都道府県知事又は経済産業大臣における登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者であるときは、「登録証」（みなし登録電気工事業者の場合は「届出受理通知書」）の写しを添付してください。

5 実務経験が認められる期間の基準は何ですか？

回答 証明できる期間は、次の①及び②を満たした期間です。

① 本人の第二種電気工事士免状の交付日以降から現在まで

② 証明する登録電気工事業者の登録期間（登録開始年月日以降から現在まで）

なお、証明者がみなし登録電気工事業者の場合、開始届出は事後届出であることから、開始届出があれば建設業許可開始日にまでさかのぼって実務経験を認められます。

6 勤務していた事業所が廃業（又は個人事業主が死亡）した場合の証明者は誰ですか？

回答 以下①～③のいずれかとしてください（通常は①の対応が多いと思います）。

① 2 者以上の同業他者（登録電気工事業者）からの証明。

② 電気工事業工業組合等法人格を有する団体による証明書

③ 申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類

例：法定帳簿（5 年保存）のうち、3 年分以上の工事竣工記録で、作業者と作業内容（法的に電気工事に位置づけられる作業）が確認できるもの。

7 主任電気工事士（A社）に選任されている者が転職し、同業他者（B社）の主任電気工事士として選任する際の注意点はありますか？

回答 登録電気工事業者は以下の手順を踏んでください。

- ① A社は、法令上、2週間以内に後任の主任電気工事士を選任し、その後30日以内に変更届を提出。後任の主任電気工事士を選任できない場合は廃止届を提出。
- ② B社は、主任電気工事士選任後、主任電気工事士に係る変更届を提出。

8 先日、第二種電気工事士免状の交付を受けたため、一人で登録電気工事業を営みたいと考えていますが、問題ないですか？

回答 電気工事業者として一人で電気工事業を始めるためには、申請者本人が主任電気工事士になることが考えられます。

しかし、主任電気工事士になるには第二種電気工事士免状の交付後、登録電気工事業者等のもとで、3年以上の電気工事に従事した実務経験が必要となりますので、現時点では主任電気工事士となることはできません。

現時点において登録電気工事業者となるためには、第一種電気工事士免状取得者又は3年以上の実務経験を有している第二種電気工事士免状取得者を雇用し主任電気工事士として選任しなければなりません。

第3 登録電気工事業者について

1 登録電気工事業者（個人）が法人成りして電気工事業を営むこととなった場合、どのような手続きが必要ですか？

回答 承継届と変更届の2つの手続きが必要です（変更届は手数料2,200円が必要）。

なお、みなし登録電気工事業者（通知、みなし通知業者含む）は、承継の手続きができません。そのため、「電気工事業者廃止届出書（廃止通知書）」と新たな「電気工事業開始届出書（開始通知書）」の提出が必要です。

その他、承継手続きには以下のとおり様々な場合が想定されます。

（参考）以下の理由により電気工事業者の地位を承継した者は、承継の日から30日以内に、承継届を提出する必要があります。

- ア 事業の全部譲渡：登録電気工事業者たる法律上の地位を、他人に移転させること。
例）個人→法人、親→子、法人→個人 など
- イ 相続：その電気工事業の包括承継をいい、分割承継は含まれない。
- ウ 合併：吸収合併（合併する法人の一方が合併後存続する場合）によるもの、新設合併（合併により新法人を設立する場合）によるもの
- エ 分割（事業の全部承継）：法人を分割し、新設する法人に登録に係る電気工事業の全部を承継すること。

2 登録電気工事業者として5年毎の更新登録の手続きを忘れて登録が失効した場合、どうなりますか？

回答 ただちに新規登録申請の手続きを行う必要があります（更新手続きは遡れません）。なお、登録電気工事業者等でなければ、電気工事業はできません。

3 電気工事業法上の営業所の定義は何ですか？

回答 営業所とは、電気工事の施工の管理（電気工事に使用する測定器具や図面類を管理）をするなどの作業を行う店舗を指します。したがって、本店、支店、営業所、出張所等の名称にかかわらず、実態として、電気工事の施工管理を行っていれば、営業所に該当します。

また、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の施工に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所に該当しません。

4 新たに営業所を設けたいと考えている場合、手続きが必要ですか？

回答 愛知県内にのみ営業所を増設する場合は、増設したことについての変更手続きが必要です。（新たに増設する営業所に専任の主任電気工事士を置く必要があります）。

なお、愛知県以外の地域に営業所を増設する場合は、登録等の事務の所管が愛知県から国（中部近畿ブロック管内の場合は中部近畿産業保安監督部電力安全課、それ以外の地域の場合は経済産業大臣）に変更となります。

5 同一地番で、マンションの他号室への転居は変更手続きが必要ですか？

回答 変更届出書の提出が必要です。

6 登録電気工事業者は、電気工事業の更新手続きをいつ行えばよいですか？

回答 概ね期限の1ヶ月前までに更新の手続きを済まされることをお勧めします。

7 電気工事業者の登録簿の閲覧は、誰でもできますか？

回答 電気工事業者に限らず、どなたでも登録電気工事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付を受けることができます。手数料は、閲覧は1回につき440円、謄本交付は1枚につき600円です。

第4 みなし登録電気工事業者について

1 登録電気工事業者が建設業許可を取得した場合、手続きが必要ですか？

回答 登録電気工事業者が電気工事で建設業許可を取得した時点で、「登録電気工事業者」から「みなし登録電気工事業者」となるため、遅滞なく電気工事業開始届出書を提出してください。その際に「登録電気工事業者の廃止届出書」及び「登録電気工事業者登録証」をあわせて提出してください。

2 みなし登録電気工事業者が建設業許可の更新を行った場合、手続きが必要ですか？

回答 建設業許可を更新した場合は、その都度、遅滞なく「電気工事業に係る変更届出書」及び建設業許可書の写しの提出が必要です。

なお、建設業許可を更新されなかった場合は、「電気工事業廃止届出書」の手続きが必要です。引き続き電気工事業を行う場合には、再度、建設業許可を受けて、「みなし登録電気工事業者」として新たに「電気工事業開始届出書」を提出するか、建設業許可を受けない場合には、登録電気工事業者新規登録申請の手続きを行う必要があります。

3 「電気工事」で建設業許可を受けていれば、電気工事業法に基づく登録は必要ないのではないのでしょうか？

回答 電気工事業法に基づく登録が必要です。

建設業許可を受けた業者が、電気工事業法の「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」に係る電気工事業を営む場合は、建設業法では規制できない保安の確保（建設業法では、電気工事業法で必要とされる要件（例：主任電気工事士の選任、器具の備え付け等）は審査されない）について必要な規制を加えることが必要です。

そのため、みなし登録電気工事業者として届出なければなりません。

4 「建設業者として行う電気工事業の届出受理証」を紛失してしまいました。再交付はできますか？

回答 「建設業者として行う電気工事業の届出受理証」は、再交付できません。これに代わるものとして「建設業者として行う電気工事業の届出受理証明書」を交付しますので、建設業者として行う電気工事業の届出証明願の手続きをしてください。

5 みなし登録電気工事業者が変更届出書を提出した場合、変更届出に係る「受理通知書」は発行してもらえますか？

回答 変更届に対する「受理通知」の発行はありません。届出時に原本とともに副本をご用意していただければ、受付印を押印してお返しします。

6 みなし登録電気工事業者の手続きに手数料はかかりますか？

回答 手数料はかかりません。

第5 その他

1 法定備付器具は営業所ごとに備えておかねばなりませんか？

回答 自家用電気工事の業務を行う営業所に義務付けられている器具のうち、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、使用頻度も少なく他の器具に比べて高額なため、必ずしも購入する必要はなく、必要なときに使用しうる措置が講じられていれば問題ありません。

2 営業所ごとに備え・保存する「帳簿」は、電子媒体でもよいですか？

回答 行政庁による立入検査等の際に表示・開示を求められた場合、直ちに表示・開示できるように保存していれば差し支えありません。なお、帳簿は5年間保存しておく必要があります。

3 標識は、本社に掲げておけばよいですか？

回答 標識は、各営業所及び電気工事の施工場所（電気工事が1日で完了する場合を除く。）に掲示する必要があります。